

真岡市複合交流拠点施設 monaca

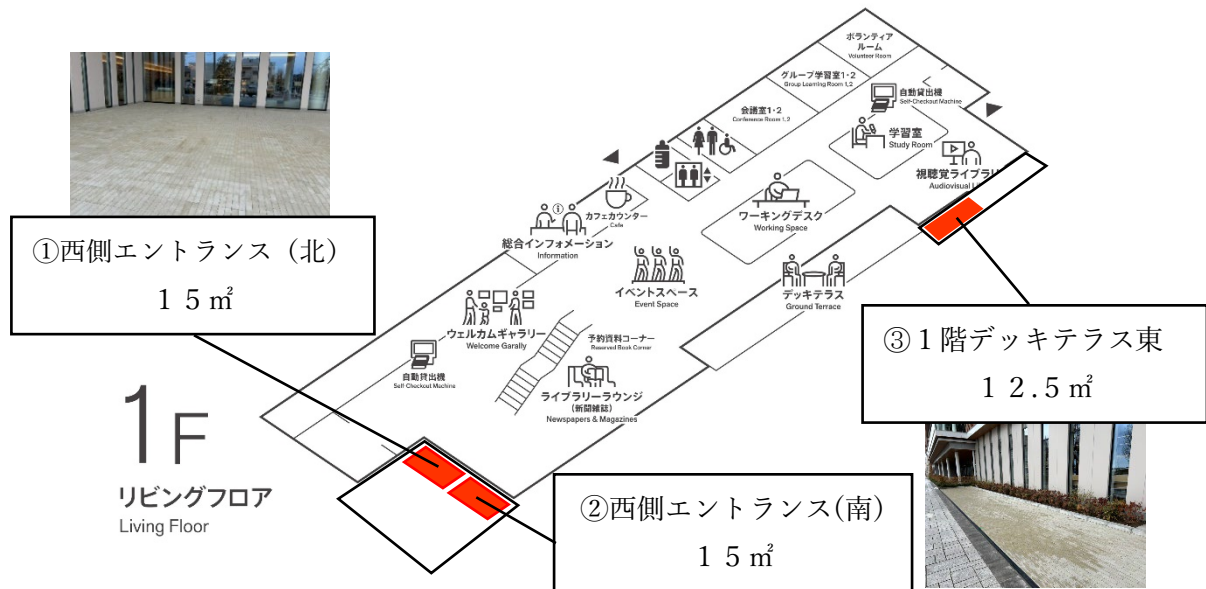
出店（移動販売車を含む）要項

1. 出店場所

真岡市複合交流拠点施設 monaca 西側エントランス、 1階デッキテラス東

【住所】栃木県真岡市荒町5131番地

【電話】0285-85-8002



※詳しくは略図をご覧ください。

2. 実施可能な時間

9:00~17:00 (準備・片付け含む)

3. 対象事業者

以下の項目を遵守する者

- 1) 移動販売を前提とする営業・販売・製造の許可を取得し、許可の範囲内で提供可能な食品を販売される事業者。
- 2) 取り扱う商品に関して調理や食材が法令などの定めに違反しないこと。
- 3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 4) 出店にあたっては、法令を遵守し、施設のスタッフの指示に従うこと。

4. 出店料

売り上げの10%（電気料も含む）

※売上を集計のうえ、所定の売上報告書にご記入いただき、出店当日にご提出をお願いいたします。

5. 申込期間

原則、出店を希望する日の3か月前の月初～2週間前まで。

6. 申込方法

HP 申込フォームより、希望日を申請ください。

審査後、結果をメールにてご連絡いたします。その後、地域交流センターに使用許可申請書をご提出ください。

申込時に、販売に係る許可証の写しを添付してください。（メールの場合は写真でも可。）

※許可証の種類は、販売する商品により異なります。例えば、以下のような許可証が該当します。

- ・食品衛生法に基づく「営業許可証」（飲食物を提供する場合）
- ・移動販売営業許可（専用の車両を使用し、移動しながら営業する場合）
- ・露店営業許可（食品を調理・販売する場合）

ただし、2回目以降の申込の際は、一部の手続きを省略できます。

7. 飲食可能スペースについて

館内の飲食スペースは、1階イベントスペース他、各階の屋外テラスとなります。なお、汁物やにおいの強いものは、館内への持ち込みが禁止となっており、出店場所付近の屋外に設置されたテーブル椅子のみでご飲食いただけます。

8. 注意事項

- ・テイクアウト商品（パン・菓子類、ノンアルコールドリンク）の販売に限ります。
- ・販売は必ず指定場所で行ってください。
- ・申込時には、移動販売車両またはテント等の大きさ・高さをお知らせください。
- ・つり銭、看板、テント等の備品は各店舗でご準備ください。
- ・看板やのぼり等の設置は指定場所内でのみ可能です。利用者の妨げとなる場合は撤去をお願いすることがあります。
- ・出店者およびお客様による、施設内の過度な占有はご遠慮ください。
- ・食中毒等が発生した場合、当施設は責任を負いかねます。
- ・施設内の水道は使用できません。
- ・発電機は安全な場所に設置し、換気を行ってください。燃料補給はエンジン停止後に行い、騒音・火災にご配慮のうえ、異常時は直ちに使用を中止してください。
- ・販売物の賞味・消費期限、アレルギー表示等は法令に基づき適正に表示してください。
- ・商品に関する問い合わせやクレームは、各店舗で対応してください。
- ・出店告知やPRは各店舗で行ってください。
- ・売れ残り商品は各店舗でお持ち帰りください。
- ・施設内にゴミ箱はありませんので、利用者用のゴミ箱を設置のうえ、出店により生じたゴミは各店舗でお持ち帰りください。
- ・施設使用後は、必ず原状復帰をお願いいたします。
- ・自然災害や不測の事態で出店中止となった場合、費用等は負担できません。
- ・当施設都合で販売スペースを提供できない場合、出店を中止することがあります。
- ・出店者のホームページ等の写真を、事業PRに使用させていただく場合があります。
- ・出店権利の譲渡・転貸は禁止です。
- ・出店決定後、施設利用者や職員とのトラブルがあった場合、出店を取り消すことがあります。また、今後の出店をお断りする場合があります。